

中央教育審議会大学分科会における 法科大学院に係る認証評価の見直しについての議論状況(報告)

- 昨年12月16日に開催された第120回大学分科会では、法科大学院特別委員会の提言及びそれを踏まえて文部科学省として取り組む総合的な改革方策とともに、前回の法科大学院特別委員会で御審議いただいた法科大学院に係る認証評価の見直しの方向性について事務局から報告を行った。
- 法科大学院に係る認証評価の見直しについて、委員からは以下のような御意見等があった。

- 法曹関係者、法科大学院関係者、そして社会全般からの理解を考えると、今回の客観的な指標を活用した認証評価の方式は分かりやすく、このような方向でやっていくことは良いのではないか。我が国の法律教育全体や研究への様々な影響などを考えると、法科大学院の問題だけで全てではないので、その意味では、できるだけうまく収束するよう、速やかにこれを実行してほしい。さらに、中教審提言の概要にあるとおり、法科大学院改革を実効性あるものとするためにも、法科大学院教育と司法試験・司法修習との連携の在り方について、プロセス養成の基本理念に立ち返った改革を同時に進めることは非常に重要である。
- 文部科学省における法科大学院の総合的な改善方策の工程表に掲げられた取組が必要だとは思いますが、いま法科大学院に学生が集まらない根本的な理由は、予備試験があって、そこから司法試験に進めることである。このため、政府の法曹養成制度改革推進会議等の検討において、予備試験をどうするか、その規模を縮小するか、あるいはなくすかといった決定が出なければ、この工程表が生きてこない。努力はよく分かるものの、ここが問題だと感じている。

(※事務局の責任において委員の御発言の趣旨をまとめたもの)